

令和2年11月5日開催

第5回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） 皆さん、こんにちは。定刻前ですけれども、皆さんおそろいでございますので、第5回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思えます。

会長、よろしくお願ひします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆様、こんにちは。今朝は、この秋一番の冷え込みということで、外が白くなっています、今年初めてではないかななんて思うわけです。それにしても日中は穏やかでいい日で、仕事したいでしょうけれども、我慢して今日はそういうことで、どのくらいかかるか、幾らか日が暮れて薄暗くなるかななんて、そのくらいかかるような気もいたします。

ところで、今日は会場を農業共済の高崎支所ということで、この会議室をお借りしての総会開催ということでございますけれども、昨日ちょっと農業共済の代表者の会議がありまして、収入保険の話がありまして、皆さんにちょっとお話ししたいのですけれども、今年はコロナの関係で収入が減ったという農家もかなりありまして、高崎地区だけで保険金の支払いが24件あったそうです。金額にして4,538万円、それだけ支払いがあったということで、皆さんもご承知のとおり、盗難事件もありましたでしょう。梨とかいろいろ果物、また子豚等、そういう盗難事件、それも保険金が支払われたということでございます。

そういうことで、本題に戻しますけれども、今日は事前調査案件もございまして、ちょっと時間がかかると思えます。先日の事前協議の意見等を参考にしまして、今日の総会の判断を下していただきたいと思えます。そういうことでよろしくお願ひ申し上げまして、挨拶といたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましても今井会長にお世話になりたいと思えます。

よろしくお願ひします。

○会長 それでは、ただいまから第5回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、酒井孝委員さん並びに佐藤勲委員さんの2名が欠席とのことで連絡がございました。ということで、本日の出席委員は全員25名のところ23名ということで、過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わります、これより議事録署名委員の指名と書記の任命を行います。

まず初めに、皆さんに議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号8番、須田直子委員並びに18番、福田敬一委員の両名を指名いたします。

なお、書記は事務局の齊藤主任主事を任命いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより議事進行させていただきます。発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

議案書は3ページでございます。1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。令和2年6月22日許可、高農委指令第1157号でございます。取消しの理由につきましては、買受人が単有名義から共有名義での売買に変更になったためとのことでございます。なお、こちらは許可取消後の5条許可申請が提出されておりました。議案書25ページ、議案第5号ナンバー17が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容は農地法第4条許可、転用目的は一般住宅でございます。昭和57年3月18日許可、群馬県指令西農第622号でございます。取消し理由は、住宅を建てる計画がなくなったためとのことでございます。なお、取消し後の5条許可申請が提出されておりました。議案書29ページ、議案第5号ナンバー30が関連案件でございます。

3番 当初許可の内容につきましては農地法第3条許可、契約の内容は賃貸借でございます。令和2年3月5日許可、高農委指令第150号でございます。取消しを願ひ出る理由につきましては、所有者の都合により、耕作地として借り受けることができなくなったためとのことでございます。

以上、農地法関係許可取消願は3件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○会長 事務局より取消願の説明がございました。

これより質疑を行います。

これとご質問、異議等なければ承認することにいたしますけれども、よろしいでしょうか。

#### ○全員 異議なし。

#### ○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

議案書は5ページでございます。5ページ、1番からでございます。1番 当初許可につきまして

は、農地法第4条許可、転用の目的は農家用住宅用地でございまして、昭和62年10月20日許可、群馬県指令西農第1823号、変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後は、アパートとして入居の需要が見込まれる申請地に長屋建住宅を建築したいという長屋建住宅の申請でございまして、こちらの案件につきましては、計画変更後の4条許可申請が提出されておりました、議案書17ページ、議案第4号ナンバー2が関連案件でございまして、

2番 当初許可につきましては、農地法第4条許可、転用の目的は農家用住宅用地でございまして、昭和62年10月20日許可、群馬県指令西農第1823号、変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後は、自宅への進入路が狭いため、通路用地として整備し、使用したいという通路用地の申請でございまして、こちらの案件につきましては、計画変更後の4条許可申請が提出されておりました、議案書17ページ、議案第4号ナンバー3が関連案件でございまして、

3番 当初許可の内容は農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、平成4年4月21日許可、群馬県指令西農第146号でございました。変更の理由につきましては、資金繰りが困難になり、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後につきましては、契約の内容は売買、建築業を営んでおり、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売住宅を建築したいという建売住宅の申請でございまして、なお、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました、議案書37ページ、議案第5号ナンバー67が関連案件でございまして、

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は3件でございまして、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局より3件の計画変更の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

この件に関しましても、皆さんからこれといった異議等なければ承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1、2、3、4は事前調査案件になっております。

それでは、事務局、まず初めにナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議案書8ページを御覧ください。1番 使用貸借でございまして、譲受人は、新規就農に当たり、申請地を借り受けて耕作したい、譲渡人は経営規模縮小のため申請地を貸し付けたいとの申請でござい

ます。

詳細な説明に入る前に、事前に1点だけ皆様にお伝えしたいことがございますので、昨日配付いたしました参考資料、農地の定義を御覧ください。まず、今回の申請は造園業を営む個人が農地を苗圃、苗木の栽培用地として利用する計画でございますが、そもそも農地に植木の苗木を植え、育てることが認められるのかという点について説明してまいりたいと存じます。

参考資料1の法令根拠を御覧ください。農地法第2条において、農地とは耕作の目的に供される土地と定義されております。その解釈について、次の2に示しておりますが、耕作とは土地に労働及び資本を投じて肥培管理を行って作物を栽培することとされております。具体的に言うと、耕うん、整地、播種、農薬散布、除草などを行い、作物が栽培されている土地になり、田や畑はもちろん、果樹園、牧草採草地、林業種苗の苗圃なども農地として取り扱われることとなります。

これらを踏まえて、3の農地の判断基準として、〇〇が栽培されているから農地と判断するのではなく、適正に肥培管理をし、栽培されている土地であれば、農地として取り扱うことになることをご承知おき願います。

なお、農地を活用した樹木の栽培について群馬県に情報提供を求めたところ、東毛地区においては盆栽用の苗木が栽培されており、また吾妻の嬭恋村や長野原町ではモミの木の栽培が行われているとの回答がございました。

それでは、別添の農地法第3条ナンバー1の審議資料を御覧ください。現在申請人は45歳であり、市内で造園業を営んでおりますが、今回の申請で許可を受けることができれば、植木の苗圃として農地を活用し、農業経営を開始するという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、申請人は20年以上造園業に携わり、お客様に喜んでいただく中で、その花木を自ら栽培し、お客様に届けたいと思うようになったのが始まりです。

2の将来の構想ですが、現在自宅の庭先を利用し、苗木の栽培管理をしており、販路については花木センター及びインターネットを活用し、販売しております。将来的には、今回の申請地を利用し、まとまった面積を栽培することで、新たな販路として市場出荷を考えており、より多くのお客様に自ら栽培した花木を届けたいと考えているとのことでございます。

3の職歴及び農業経験ですが、造園業を26年経験しており、既に自宅の庭先などを利用して苗木の栽培を行っていることから、栽培技術及び管理は習得していると考えております。また、10年間程度、身内の所有する農地でジャガイモ、白菜、レモンなどを栽培しております。

4の農業経営の概要につきましては、目標年次は5年後と設定されております。当初は、申請人と申請人の両親の2名で栽培を行い、目標時も同様と伺っております。農業従事日数については、当初、目標時ともに、申請人が年間165日、父親60日、母親30日を予定しております。

当初経営面積ですが、16アールを取得して営農を開始していく計画でございます。高崎市の下限面積要件は40アールとなっておりますが、申請人は今回の農地以外に安中市で24アールの農地を借り上

げ、営農を開始する予定でございます。

なお、安中市農業委員会に確認したところ、21アールの農地で栗を栽培し、3アールの農地でレモンを作付する予定であり、令和2年10月26日の総会において審議され、許可相当となっていることをご報告申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、作付作物については、ヤシ、オリーブの苗木をメインに、ユッカ類の植物を検討しているとのことでございます。

次に、作付計画でございますが、2月に追肥、4月から9月に剪定作業、10月から12月に根巻きを行う計画となっております。なお、除草作業については、近隣に迷惑がかからないよう小まめに対応すると伺っております。

また、作付する苗は、当面は需要の見込めるヤシ、オリーブを計画しております。将来的には、消費者の動向に目を向けながら栽培計画を立てていくことになるそうです。

なお、計画表には苗を植える時期の記載がございませんが、苗を競りで調達しているもので、購入後にその都度植えるとのことでございます。出荷計画につきましては、当面は市場、花木センター、インターネットを販路として出荷していく計画でございます。

5の経営試算になりますが、当初の粗収益は約80万円でございますが、5年後については140万円の粗収益を目指すと伺っております。

1枚おめくりいただきまして、6の資金計画でございますが、運転資金は、自己資金100万円を苗の購入費とバックホーに充て、経営を開始する計画でございますが、生活費については、造園業の収入で賄うので、問題ないとのことでございます。以降は、5年間の詳細な営農計画となっておりますので、参考までに御覧いただければと思います。

最後に、本案件は別添の農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わりにいたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、続きまして調査報告に入るわけですが、今回は第4班の調査ということで、調査班長の須田直子委員から報告をお願いいたします。

○8番須田委員 事前調査報告。第4班副班長、須田直子。農地法第3条許可申請、審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 今回苗木としてヤシやオリーブを選定した理由は何ですか。一般的な庭木の方が高く売れるのではないですか。

回答 庭木は、ほかの業者も販売しており、値段の勝負になってしまうことから、ほかであまり販売していないヤシやオリーブを選定し、差別化を図ることにしました。

質問2 苗木を競りで仕入れるとのことですが、ある程度の大きさの苗木を仕入れるのですか。

回答 苗の種類にもよりますが、大きいものはその分仕入れ値が高くなるため、小さいものをできるだけ安く買い、利益を上げていこうと考えています。二、三年で育てて出荷する計画です。

質問3 出荷先はどちらを考えていますか。

回答 今年の4月から花木センターに出荷しています。目標の年間売上げ40万円が達成できそうなので、新たに隣の区画も借りて販売面積を広げられるよう現在交渉中です。また、花木センターよりもインターネットでの販売の方が高値で売れることから、そちらについても力を入れていきたいと考えています。

質問4 周辺農地に影響が出ないように、苗木を消毒する際は注意してください。

回答 現在申請地の隣地は休耕地ですが、消毒の際は十分注意します。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 副班長からの報告がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。今回こういう苗木とか、新規就農でこういうのはあまり例がなかったのですけれども、今回ヤシとかオリーブということで、ヤシってあれかい。実のなるヤシではなくて、よく伊豆だとか宮崎のほうへ行くと街路樹みたいなので大きく育っているじゃない。あれがヤシなの。

○5番寺崎委員 あれもヤシだけれども、低いやつでしょう。

○会長 低いヤシがあるの。あんなに高くなつてはえらいことになってしまう。時代が変われば、売れるものも違いますね。

皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

異議がなければ、許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、ナンバー1については許可することにいたします。

続きまして、ナンバー2からナンバー4については、関連する案件になっておりますので、一括して審議をいたします。

それでは、事務局、ナンバー2からナンバー4の説明をお願いします。

○事務局

議案書は、引き続き8ページでございます。8ページ、2番からでございます。

2番 賃貸借でございます。譲受人は、新規就農に当たり、申請地を借り受けて耕作したい、譲渡人は経営規模縮小のため、申請地を貸し付けたいとの申請でございます。

3番 賃貸借でございます。譲受人は、新規就農に当たり、申請地を借り受けて耕作したい、譲渡人は経営規模縮小のため、申請地を貸し付けたいとの申請でございます。

4番 賃貸借でございます。譲受人は、新規就農に当たり、申請地を借り受けて耕作したい、譲渡

人は遠方で耕作できないため、申請地を貸し付けたいとの申請でございます。

なお、こちらの4番につきましては、申請地の地目が宅地となっておりますが、こちらは農地台帳に畑として登録されておりまして、農振農用地にもなっている土地でございます。以上の3件が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第3条ナンバー2、3、4の審議資料を御覧いただきたいと思っております。申請人は現在25歳であり、今回の申請で許可を受けましたら農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、かねてから農業に関心があり、高校では野菜の栽培をメインに勉強してきたとのことでございます。倉渕地域では、これまでも多くの方々が新規就農をして定着していることや、友人が既に研修をしていることもあり、倉渕で就農したいと考えたとのことでございます。まずは収入を安定させ、将来的には地域交流ができたり研修生を受け入れられるような農家になりたいと考えているとのことでございます。

2の将来の構想としましては、徐々に農地を借り入れまして、雨よけハウスを増やしていき、ハウレンソウなどの需要が多い野菜を作付し、栽培面積を増やしていくことで収益を上げていく計画とのことでございます。また、くらぶち草の会を通じて農産物を販売していくと伺っております。

3の職歴及び農業経験ですが、農業関係の高校を卒業後、約1年半陸上自衛隊を経験し、その後倉渕町の農家の下で約1年半の研修を受けているとのことでございます。

4の農業経営の概要につきまして、目標年次は5年後と設定されております。

申請人は、当初時と目標時ともに作業全般を申請人1人で行うと伺っております。農業従事日数については、年間300日を予定しておりまして、5年後は農作業を効率化し、年間250日にすることを目標としています。当初経営面積ですが、50アールの借地にて経営を開始し、徐々に借入地を増やしまして、5年後には70アールを耕作していく計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、作付作物につきましては、コマツナ、ハウレンソウ、ピーマン、ニンジンを用意しておりまして、目標時も同様でございます。作付計画は、コマツナは2月から3月にかけて播種を行い、4月から6月に収穫、ハウレンソウは9月に播種を行い、11月から12月にかけて収穫、ピーマンは3月に播種、5月に定植を行い、7月から10月にかけて収穫、ニンジンは7月に播種、10月から11月にかけて収穫を行う計画とのことでございます。出荷計画につきましては、当初時、目標時ともにくらぶち草の会を通じて出荷する計画とのことでございます。

5の経営試算になりますが、当初は約200万円の粗収益を見込んでおり、5年後については作付面積を増やすことから、約420万円の粗収益を目指す伺っております。

1枚おめくりいただきまして、6の資金計画でございますが、運転資金は自己資金30万円で経営を開始する計画でございます。生活費については自己資金で40万円とのことでございます。

経営開始時の資本装備につきましては、トラクター、管理機を地元農家より借りる予定と伺ってお



ります。また、目標年までにはトラクター、パイプハウス、予冷庫を青年等就農資金の借入金にて取得する計画とのことでございます。

次のページ以降が5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらは参考までに御覧いただけたらと思います。

なお、こちらの2番から4番につきましては、別添の農地法第3条調査書2ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続きまして、調査報告、須田委員、お願いいたします。

○8番須田委員 事前調査報告。第4班副班長、須田直子。農地法第3条許可申請、審議ナンバー2からナンバー4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 これまでの農業研修の感想を聞かせてください。

回答 大変なことも多いですが、経験や失敗を基に、次はどのように工夫するかを考えることに楽しみを感じています。周りには助言や支援をしてくれる農家も多く、これからも続けていけるという手応えを感じています。

質問2 倉渕地域で新規就農するきっかけを教えてください。

回答 2年前に友人がくらぶち草の会で農業研修をしており、そこに農業体験に行った際、農業に触れ、農家の方々の話を聞いたことがきっかけでした。契約栽培で安定した収入を見込めることに魅力を感じ、また友人がいたことで抵抗がなく倉渕地域での就農を決めました。

質問3 有機栽培ということですが、病気や虫の対策はどのように行いますか。

回答 病気の対策は、堆肥をうまく発酵させることで病気になるリスクを減らせると教わりました。虫の対策は、透明マルチで太陽熱消毒を行い、サンサンネットで徹底して虫が入らないようにしていく予定です。くらぶち草の会には手本となる農家が多く、見習いたいと思っています。

質問4 50アールを1人で耕作するのは大変ではありませんか。

回答 ピーマンは収穫できる期間が長く、またコマツナは播種の時期を少しずつ変えるなど、年間のスケジュールを考えて作目を選定したので、十分可能だと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。このくらぶち草の会、随分新規就農者の方が入られて耕作しているようではございますけれども、どのくらいの面積、新規就農の人が入ってやっているか、手元にはその詳細がないので、分からないのですけれども、今回の譲渡人のところも耕作されていなかった場所なのですか。事務局、それちょっと分かる。

○事務局 基本的には空いているところということで、中には少し整備が必要なところもあるというふうに伺っております。基本的には、耕作がちょっと手がかからないところと、あとはちょっと遠方で耕作できていないところを貸したいというところの場所であると。

○会長 どちらにしても、譲渡人の後継者がいなくて耕作できないという場所ですよ。

○事務局 譲渡人も結構な農地を持っている方でいらっしゃるのですが、経営農地の面積が多いので、少し縮小していきたいということがございます。

○会長 この草の会というのは、野菜が専門なの。果樹関係というのではないの。

○14番塚越委員 ない。野菜専門。

○会長 野菜専門なのだ。よく有機栽培だなんていってあまり消毒もしないので、もしそういう果樹関係で消毒がなくて、害虫や病気が周りに行くと、一般的な栽培法でやっているところへそういうのがうつると困るなど思ったのですが、ないわけね。

皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。

○12番井田委員 12番の井田です。審議資料の2枚目なのですが、2枚目の5の経営試算、ニンジンが当初で8万7,500円、目標面積が同じで12万2,500円なのですが、私ニンジンが1反どのくらいになるか分からないのですが、これだとすると何かばかげた感じがしてくるのですが、ニンジンというのは1反どのくらい取れて、どのくらいで売れるのですか。

○会長 では、謹田委員さんが……

○25番吉田委員 私もニンジン作らせてもらっているのですが、90センチのところは1作ごんべえでまくのですが、40メートルで1作5万円ぐらいにはなりますから、私は8作しか作っていないのですが、40万円ぐらいにはなります。だから、1反作れば100万円ぐらいにはなるのではないですか、いいやつ作れば。

○12番井田委員 そうすると、12万円というのはどういう形で12万円と出たのですかね。

○25番吉田委員 私ちょっと分からないのですが、お正月用の金時ニンジンを作れば、その倍ぐらいの値段にはなりますから……

○12番井田委員 では、相当金になるということですね。

○25番吉田委員 そうですね、まあまあには。1反作れば100万円ぐらいにはなりますから。

○会長 前に農業まつりのときにその会でニンジンを出したのだけれども、有機栽培のせいかな、何か股があったり、みんなそうなるわけではないのだろうけれども、そういう規格外のを持ってきたのだと思うのですが、そんな関係で……

○25番吉田委員 ニンジンには連作障害がなくて、毎年作ると、だんだん4年目、5年目になってくると色がよくなってきます。何でなるのかわからないのですが、ニンジンには連作障害がないですから、いいとは思いますが……

○12番井田委員 では、作れば作るほどいい色になっていくと。

○25番吉田委員 いい色になるのです。何でなるのだから不思議でしょうがないのですけれども。

○会長 作れば作るほどよくなると。サツマイモがよくそういうふうに言われるけれども。

○12番井田委員 そういう例えば100万円からになるといえば、ニンジンを作るより別の作物を作ったほうがいいのかと思ったのですけれども。

○会長 随分収益が違うので、金額が違うのだけれども、どうしてこういう金額が出たのだからちょっと分からないけれども、周りの人が大体こんなものなのですかね、そのニンジンやっている人が。大体聞いて、こんなものだろうと。

○14番塚越委員 大体みんな最後は加工にしているから、加工品でジュース作っている。生で売るばかりではなくて。

○12番井田委員 結構です。分かりました。

○会長 ほかにございますでしょうか。

異議がなければ、許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案書は、9ページの5番からでございます。5番 契約内容は地上権の設定、譲受人は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したい、譲渡人は譲受人からの要望に応え、協力したいとの申請でございます。なお、設定期間につきましては令和2年11月24日から令和5年11月23日までの3年間でございます。

また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書20ページ、ナンバー1が関連案件でございます。本案件につきましては、営農型太陽光発電の新規の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別の案件とさせていただいておりますので、そちらで説明させていただければと思います。

次の6番、7番につきましては、譲受人が同一なのですけれども、申請人から取下げの申出がありましたので、取下げでお願いいたします。6番、7番は、取下げでお願いいたします。

続きまして、8番 使用貸借でございます。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地を親戚より借り受けて耕作したい、譲渡人は高齢で耕作できないため、申請地を貸し付けたいとの申請でございます。

9番 契約の内容は地上権の設定、譲受人は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したい、譲渡人は譲受人からの要望に応え、協力したいとの申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和2年11月24日から令和5年11月23日までの3年間でございます。

また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書20ページ、ナンバー2が関連案件でございます。本案件につきましても、営農型太陽光発電の新規の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別の案件とさせていただいておりますので、そちらで説明させていただければと思います。

10番 売買でございます。譲受人は、申請地を買い受けて引き続き耕作したい、譲渡人は債務整理のため、所有する農地を売り渡したいとの同一世帯からの申請でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案書11ページでございます。11番 売買でございます。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したい、譲渡人は管理ができないため売り渡したいとの申請でございます。

11番 売買でございます。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したい、譲渡人は管理ができないため売り渡したいとの申請でございます。

13番 売買でございます。譲受人は、所有農地に隣接する農地を買い受けて効率的に耕作したい、譲渡人は管理ができないため売り渡したいとの申請でございます。

14番 売買でございます。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したい、譲渡人は相続で取得したが、耕作が困難なため、申請地を売り渡したいとの申請でございます。

15番 売買でございます。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したい、譲渡人は管理ができないため売り渡したいとの申請でございます。

16番 贈与でございます。譲受人は、父より借り受けて耕作している申請地を譲り受けて引き続き耕作したい、譲渡人は耕作が困難なため、申請地を譲り渡したいとの申請でございます。

17番 贈与でございます。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地を譲り受けて耕作したい、譲渡人は耕作が困難なため、申請地を譲り渡したいとの申請でございます。

本件について補足の説明をさせていただきます。議案書の譲受人の経営状況欄を御覧いただきますと、現在18アールの自作地のみとなっており、下限面積の40アールを下回っておりますが、議案書9ページのナンバー8と譲受人は同一人でございます。そちらの案件と合わせて下限面積の40アールを上回る面積となり、許可要件を満たすものであると考えられます。補足は以上でございます。

18番 売買でございます。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したい、譲渡人は耕作が困難なため、申請地を売り渡したいとの申請でございます。

19番 使用貸借でございます。譲受人は、申請地を母より借り受けて耕作したい、譲渡人は高齢のため、申請地を息子に貸し付けたいという同一世帯からの申請でございます。

ナンバー18、19につきまして、補足説明をいたします。こちらの2件につきましては、先月の総会にて、譲受人の経営農地の農地以外の利用があり、全て耕作または管理されているとは言えないため、保留とさせていただいた案件でございます。その後、是正に向けて調整を進めておりましたが、すぐに農地への復元ができないとのことでした。一度取り下げたいと代理人より申出がございましたの

で、取下げでお願いいたします。ナンバー18、ナンバー19については、取下げでお願いいたします。補足は以上でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案書は13ページでございます。20番 贈与でございます。譲受人は、長年管理を任されている申請地を譲り受けて耕作したい、譲渡人は相続で取得したが、遠方で耕作が困難なため、申請地を譲り渡したいとの申請でございます。

21番 売買でございます。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したい、譲渡人は、農業経営の規模拡大のために取得したが、遠方で効率的な耕作が困難なため、売り渡したいとの申請でございます。

22番 売買でございます。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地をおいより買い受けて耕作したい、譲渡人は耕作が困難なため、申請地をおじに売り渡したいとの申請でございます。

23番 売買でございます。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したい、譲渡人は経営規模縮小のため、申請地を売り渡したいとの申請でございます。

24番 賃貸借でございます。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地を借り受けて耕作したい、譲渡人は経営規模縮小のため、申請地を貸し付けたいとの申請でございます。

25番 売買でございます。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したい、譲渡人は経営規模縮小のため、申請地を売り渡したいとの申請でございます。

26番 売買でございます。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したい、譲渡人は経営規模縮小のため、申請地を売り渡したいとの申請でございます。

27番 売買でございます。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したい、譲渡人は仕事が忙しく耕作できないため、申請地を売り渡したいとの申請でございます。

次の28番、1枚おめくりいただきまして、29番、30番につきましては、同一の譲受人でございます。こちらは、申請人より取下げの申出がございましたので、28番、29番、30番につきましては取下げでお願いいたします。取下げの理由につきましては、一部の農地について、農地を借り受ける調整がつかなかったということでございます。そのため、一度全体を取り下げたいという申出がございました。

以上、農地法第3条の規定による許可申請、一括案件につきましては、取下げ7件を除く19件でございます。この19件につきましては、別添農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または第3条第2項に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたしますけれども、この中で取下げが7件、6番、7番、18番、19番、28番、29番、30番の7件ですね。これが取下げということで、またいずれ申請してくるでしょうということで、この7件を除いて審議を行います。これといつてないでしょうか、異議は。いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

議案書が17ページでございます。17ページ、1番からでございます。1番 市道の幅員が狭く、地域の利便性が低いため、申請地を使用し、市道を拡幅したいという道路用地の申請でございます。

2番 アパートとして入居の需要が見込まれる申請地に長屋建住宅を建築したいという長屋建住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が関連案件でございます。

3番 自宅への進入路が狭いため、通路用地として整備し、使用したいという通路用地の申請でございます。宅地50.95平米と一体利用の計画でございます。なお、こちらもさきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー2が関連案件でございます。

4番 農業用施設用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという農業用施設用地の申請でございます。

5番 申請地に太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

7番 菌床シイタケ栽培施設として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという農業用施設の申請でございます。

8番 借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、相続により取得した申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 住宅建築予定地の敷地が狭いため、隣接する申請地を庭用地として使用したいという住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地415.44平米と一体利用の申請でございます。なお、こちらは用途指定がございまして、第1種住居地域でございます。

続きまして、10番でございますが、10番は新規の営農型太陽光発電の申請でございますが、周辺農地との調整がつかなかったことから、取下げの申出がございました。10番は、取下げでお願いいたします。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は取下げ1件を除く9件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局より第4条の説明がございました。

今回10件の申請がありましたけれども、ナンバー10が取下げということで、9件の審議を行います。皆さんよりご質問等あれば、よろしく申し上げます。

これとってなければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第5号に入ります。ここでナンバー1と2をやってから小休止したいと。

それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1、2、3、4は事前調査案件になっております。また、ナンバー1とナンバー2については関連する案件となっておりますので、一括して審議いたします。

それでは、事務局、ナンバー1並びにナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案書は20ページでございます。20ページ、1番でございます。1番 賃貸借でございます。土地の有効利用を図るため、営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは、一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和2年11月24日から令和5年11月23日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請、議案書9ページ、議案第3号ナンバー5が関連案件でございます。なお、先ほどご審議いただきました3条の地上権設定の許可とこちらの5条の許可申請の審議は一緒でございまして、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしく申し上げます。

本申請は、太陽光パネル下部の農地で譲渡人がブルーベリーの苗を栽培する計画でございます。譲渡人は、自身の所有する農地で今年の1月頃からブルーベリーのポット栽培を始め、ブルーベリーの栽培が盛んに行われている川場村で知識を習得しながら、収穫までの一連の作業を経験してきました。その経験を生かしまして、太陽光パネル下でブルーベリーの苗の栽培に挑戦したいとの思いから今回の申請に至りました。

それでは、別添の農地法第5条許可申請、審議ナンバー1資料を御覧ください。ホチキス留めされている箇所を右上にして御覧いただければと思います。1枚目は、位置図でございます。図面中央に

ございます、赤枠で囲まれた箇所が今回の申請地でございます。高崎市立寺尾小学校から北に約10メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央の赤色で着色されている箇所が申請地でございます。申請地周辺は、宅地、雑種地、農地が混在している地域でございますが、今回の申請地につきましては農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。赤枠で囲まれている図面中央の田1筆が今回の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北側が農地、南と西が公衆用道路、東側が農地及び用悪水路にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地の利用計画図でございます。今回は、新規の申請となりますので、申請地には本図面のおり合計300枚の太陽光パネルを設置する計画でございます。その太陽光パネルを支える架台の支柱は72本で、支柱の面積9.04平米が今回の一時転用の対象でございます。計画発電量は81キロワットでございます。また、こちらの申請地は小中学校の通学路にもなっていることから、安全対策といたしまして、周囲にフェンスを設置する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用のパネルとなりますので、最低地上高2.7メートルで、このタイプの太陽光パネルを約3.2メートル間隔で設置する計画でございます。

次のページを御覧ください。ブルーベリーの苗の配置図でございます。図面の向きが変わりまして、ホチキス留めされている箇所を左上にして御覧いただければと思います。図面のおり、パネルの下に60個の鉢を配置いたします。右下に記載のあるとおり、1つの鉢に88本の挿し木をいたしますので、こちらの圃場全体で5,280本の挿し木をいたします。

1枚おめくりください。こちらのページ以降が営農計画書でございます。次のナンバー2につきましても同一の申請人からの申請で、栽培する作物も同一でございますので、営農計画書につきましては、ナンバー1と次のナンバー2で共通の営農計画書とさせていただきます。下部の農地で栽培する作物につきましては、ブルーベリーの苗でございます。次のページにつきましても、内容は同じとなりますが、農地の面積がナンバー1とナンバー2で異なりますので、ナンバー2の農地についてのものがこちらの資料となります。

1枚おめくりいただきまして、年間の営農計画でございます。記載にありますとおり、5月に挿し木を行いまして、6月から12月にかけて苗を育成いたします。翌年に剪定、追肥を行いまして、2年目の6月には1年物の苗を出荷いたします。2年目以降の作業工程につきましても、1年目と同様に行う予定でございますが、苗の生育に合わせまして、2年目以降の10月と出荷前の6月頃に植え替えを行う予定でございます。なお、出荷先につきましては高崎の市場と伺っております。

次に、農業機械につきましては、特に利用するものはないと申請人より伺っておりまして、本申請人の農業経験につきましては8か月、そのうち本申請地に作付予定のブルーベリーにつきましても同



様の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、今回栽培するブルーベリーのラビットアイという品種は、丈夫で育ちも早く、耐陰性があり、半日蔭での栽培が可能であることから、パネル下での栽培に支障はないと考えられます。支柱につきましては、最低地上高が2.7メートル、最高地上高が4.1メートル、間隔も3.2メートルあることから、作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画書に記載いただいているとおりでございますが、こちらはブルーベリーの苗木の生産が盛んに行われている千葉県での実績を基に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが現在申請人が自身の農地で栽培しているブルーベリーの苗の写真でございます。一番上の写真が実際にパネル下に設置する鉢と同じものとのことございまして、真ん中の写真は挿し木をしてから二、三か月経過した苗の様子とのことでございます。こちらは、参考までに御覧いただければと思います。

続きまして、ナンバー2につきましても、1番と申請地は離れておりますが、同一の申請人からの申請でございますので、引き続き説明をさせていただければと思います。2番 賃貸借でございます。土地の有効利用を図るため、営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらも一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和2年11月24日から令和5年11月23日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請、議案書10ページ、ナンバー9が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2審議資料を御覧ください。こちらもホチキス留めされている箇所を右上にして御覧いただければと思います。1枚目は、位置図でございます。図面中央でございます、赤枠で囲まれた箇所が今回の申請地でございますが、群馬県立高崎高等特別支援学校から北西に約800メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央の赤色で着色されている箇所が申請地でございます。申請地周辺は、宅地、雑種地、農地が混在している地域でございますが、今回の申請地につきましては農振農用地の青地の農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。赤枠で囲まれている図面中央の田1筆が今回の申請地ございまして、申請地に隣接する土地につきましては、北と南が用悪水路、東と西が農地にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。こちらも新規の申請となりますので、申請地には本図面のとおり合計144枚の太陽光パネルを設置いたします。その太陽光パネルを支える架台の支柱は36本で、支柱の面積4.52平米が今回の一時転用の対象ございまして、計画

発電量は38キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.7メートル、このタイプの太陽光パネルを約3.2メートル間隔で設置いたします。

次のページを御覧ください。ブルーベリーの苗の配置図でございます。図面の向きが変わりまして、ホチキス留めされている箇所を左上にして御覧いただければと思います。図面のとおりに、パネルの下にこちらは30個の鉢を配置いたします。図面に記載のあるとおりに、1つの鉢に88本の挿し木をいたしますので、こちらの圃場全体では挿し木は2,640本となります。

続きまして、営農計画でございますが、先ほどご説明させていただきました1番と同様、ブルーベリーの苗を栽培する計画でございますので、営農計画書以降の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく御願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

続きまして、調査報告に移ります。

それでは、報告をお願いします。

○8番須田委員 事前調査報告。第4班副班長、須田直子。農地法第5条許可申請、審議ナンバー1、2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲渡人かつ営農者である本人と代理人2名の計3名の出席でした。

質問1 今回の申請では、ブルーベリーの実ではなく、苗を栽培するとのことですが、苗の需要はあるのですか。また、出荷先はどちらになりますか。

回答 ブルーベリーの実よりも苗のほうが高く売れることから、苗を選定しました。出荷先は、高崎市場を予定しています。1年苗は、800円から1,500円の値段で多く出回っていますが、2年苗はあまり出回っていないため、2年苗のほうがほかとの差別化が図れ、根つきもよく、高い値段で売れることから、段々と年数が長いものにシフトしていきたいと考えています。

質問2 果樹は土台になる台木に接ぎ木をするのが一般的かと思いますが、挿し木で問題ないのですか。

回答 ブルーベリーは発根しやすい植物なので、挿し木で問題ありません。水はけがよければ根づくため、雨が直接当たらないパネル下での栽培が適していると言えます。

質問3 苗木は自身で育てるのですか。

回答 はい。既に自身の農地で栽培しています。秋から冬に剪定したものを冷蔵庫で保管し、それを使って春に挿し木をします。

質問4 寺尾町の方は、小学校がすぐ近くにありますが、施工やその後の管理に関しては十分注意してください。

回答 はい。パネルの反射等に留意しながら施工管理していきます。また、工事前には近隣にきちんと説明していく予定です。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これよりナンバー1とナンバー2について審議に入ります。最初のナンバー1ですか、これ学校のそばで、寺尾小のすぐ北側の場所で、パネルの反射と熱、それをちょっと心配しまして、学校のほうと連絡を取って、学校のほうで設置した後いろいろ苦情が来たのでは困るので、それを確認してくれということで、教育委員会を通して学校のほうにお話をさせていただきたいということで、これは事務局、話をしてくれて、大丈夫ということですか。

○事務局 代理人に対しては、こちらの小学校と、あと中学校も付近にありますので、それぞれの学校の校長先生のほうに事前に太陽光パネルを設置する旨を説明してくださいというふうに案内しております。

○会長 今時点ではパネルがないので、果たして設置されてからどれだけ反射とか、校舎のほうへ角度的に行くのかななんて、それをちょっと自分も心配したのですけれども、それが問題なければいいと思うのですけれども。どうでしょう。

○16番飯塚委員 すみません、1点。16番、飯塚です。2年苗とかというと、高さとかというのはパネルに対して大丈夫なのですか。

○事務局 パネルの最低地上高が2.7メートルということで、これには当たらないということで代理人より伺っております。

○16番飯塚委員 大体1メートルぐらい。

○事務局 1メートルないぐらいということです。

○会長 最初は挿し木だから、水管理をきちんとやらないと、それが大変なだけで、ほかに意見等ございますでしょうか。

○17番加藤委員 17番、加藤です。先ほど学校へ話をすることだったのですけれども、それはもうやったということは確認したのですよね。この設置するということをごちらが学校に言ってくれということで要望したというだけですか。

○事務局 そうです。まだ要望の段階でして、許可相当になったのを確認した上で学校のほうには説明するというふうに伺っております。

○17番加藤委員 許可が下りれば学校へ説明するということで解釈していいですか。

○会長 聞き取り調査のときにちょっと自分がこれを見たら、学校の道1つ隔てた北側なので、そっちのほうは大丈夫ですかと聞いたわけです。

○事務局 説明の補足なのですけれども、担当が直接代理人さんを通して申請人さんにその旨、そういった対応をするようにお伝えしていることと、事務局のほう、私のほうから学校教育課、小中学校を

所管している課、そちらのほうにもう既にこの場所で営農型太陽光発電を行う予定ということをお伝えしていて、当然小中学校の通学路になってくるので、小学生、低学年の子たちはその通学路に発電設備があるということ自体、保護者も不安になったり、あと先生の話なんかでは、ないかとは思うのですけれども、風雨による倒壊というのですか、パネルが飛んでしまったり、そこら辺のことも心配していたので、まだ許可になっていないので、申請人が学校にはそういった話はしていないのですけれども、所管部署としてはもうこの件については承知していることで、よろしく願いいたします。

○17番加藤委員 では、許可になれば、その後に最終確認をするということですね。

○事務局 私のほうからは、所管の学校教育課のほうに許可になりましたということはお伝えして、あと代理人さんのほうは、許可書の受け取りがあるので、やり取りできるので、しっかりお話はさせていただきます。

以上です。

○会長 許可して、その後もし何か学校側に被害が出たとかなんだとかあった場合には当人同士でやってくれということなのでしょう、当事者同士で。

○事務局 代理人さんからは、何かあればすぐに対応するというふうに伺っております。

○会長 農業委員会が許可したから、こうなってしまったなんて言われたのでは困るので、あとは当事者同士でお願いするというので、どうですか。よろしいでしょうか。許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、ここでちょっと小休止して、また始めたいと思います。

それでは、3時まで休憩にします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これより再開いたします。

続いて、また5条のほうなのですけれども、先ほど1、2をやりましたので、今度はナンバー3ですね。

それでは、事務局、ナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

議案書は21ページになります。21ページ、3番でございます。3番 賃貸借でございます。申請地を借り受けて砂利を採取し、販売したいという砂利採取の申請でございます。なお、雑種地226.58平米と一体利用の計画でございます。こちらは、一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。令和2年12月1日から令和4年10月31日までの約2年間の申請でございます。また、

関連案件といたしまして、砂利採取用地の表土置場として5条許可申請が提出されておりました、議案書26ページ、議案第5号ナンバー22が関連案件でございます。申請地は、一時転用完了後には良質な土及び表土にて埋め戻し、良好な農地として所有者に返還する計画でございます。

譲受人は、申請地の南側に令和元年11月に砂利採取の一時転用許可を得ております。昨年度の一時転用は、既に採取が完了いたしまして、農地に復元したことから、令和2年9月28日に完了報告書が提出されております。また、関係法令であります砂利採取法につきましては、群馬県高崎土木事務所へ確認いたしまして、許可の見込みをいただいているところでございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー3審議資料を御覧ください。1枚目が位置図でございます。申請地は、図面中央の赤く着色された箇所でございます。申請地は、阿久津下水処理場より東側に約80メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央の赤色に着色された箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況といたしましては、東側には県道が通り、西側には烏川堤防、南側は新幹線が通り、北側は集落の広がりがございます。農地種別につきましては、農振農用地と10ヘクタール以上の農地の広がりが見られる第1種農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面の中央、緑色で着色された箇所が申請地でございます。申請地内には赤道が通り、東側の一部は県道に接しております。図面の黄色で着色された箇所は、ダンプの出入口となります。申請地は、県道に接しておりますが、県道に縁石があるため、車両が出入りすることができないことから、隣地である雑種地の一部を利用して出入りする計画でございます。また、申請地の一部が宅地に隣接しておりますが、宅地を含む全ての隣接地の所有者から同意書を頂いております。

1枚おめくりください。4枚目が土地の利用計画図となっております。緑色で塗られた箇所が採取の箇所でございます。黄色で塗られた箇所が境界からの保安箇所でございます。保安箇所につきましては、隣地の農地から2メートル、赤道から2メートル、宅地から5メートル、県道からは10メートルの箇所に設ける計画でございます。採取箇所は、赤道を境にして3か所に区画いたします。採取箇所内は、勾配をつけ、中心部にございますオレンジ色の点線内が一番深く掘削する箇所でございます。表土置場につきましては、申請地内には保管せず、申請地の南西側の隣地を借り受ける計画でございます。本案件の関連案件となっております農地法第5条許可申請の一時転用申請が提出されております。

採取箇所の外周につきましては、高さ1.5メートルの防護柵と危険標識を設置いたします。赤く塗られた箇所がダンプの出入口となっております。搬出経路といたしましては、一番東側の出入口から隣地の雑種地を通り、県道へ出る経路でございます。

1枚おめくりください。こちらのページ以降につきましては、申請地の縦横断図でございます。申請地内には保安箇所を設け、掘削箇所内は周囲に安定勾配を設けて掘削する計画でございます。掘削

の深さは10メートル弱でございまして、合計の採取面積は1万655平米、採取量は5万7,127立米でございまして。また、埋め戻しの計画につきましては、埼玉県秩父郡皆野町の山土を購入いたしまして、埋め戻しを行い、所有者に引き渡すとのこととございまして。採取した砂利につきましては、上里町の砂利販売業者に販売する計画となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、続きまして調査報告、須田委員、お願いします。

○8番須田委員 事前調査報告。第4班副班長、須田直子。農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の管理責任者、設計会社の担当、代理人の計3名の出席でした。

質問1 昨年度砂利を採取した場所を確認しましたが、農地としてきれいに復元されていました。今後土の状態に不具合があった場合、対応していただけると聞きましたが、どうですか。また、田んぼに水を張った際、水が抜けてしまうことはないですか。

回答 採取後3年間は営農に問題がないか確認をしています。また、今までも田んぼから水が抜けたことはありません。

質問2 砂利を採取しているときに水脈に当たったことはありますか。申請地の周辺では、自家製の井戸ポンプを利用しているようですが、そこへの影響はありますか。

回答 採取する深さは9.9メートルですので、水脈に当たったことはありません。周囲で深さ50メートルほどボーリングしましたが、井戸への影響も含め、苦情はありませんでした。万が一苦情があれば、丁寧に対応いたします。

質問3 大型のダンプが出入りすると思いますが、道路は傷まないですか。今まで道路が傷んで補修をしたことはありますか。

回答 県の道路管理課には事前事後に道路の状況を確認してもらい、補修が必要な場合は指示に従い、適切に対応します。今回の申請では、県道が直接の経路となりますが、市道より舗装が厚いため、傷むことはないと考えております。

質問4 ダンプの出入口には誘導員を配置しますか。申請地内の道を利用する人がいる場合は、誘導員を配置し、安全対策に努めてください。

回答 県道への出入口や人が利用する道路には誘導員を配置し、公道からは2メートル保全箇所を設け、安全確保に努める計画です。また、近隣の小中学校にはダンプの経路を事前に説明しております。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。今回この業者も地元でもう24年ぐらい採取しているそうです。一番最初そんなお話から説明をいただきましたけれども、

3年間はきちんと水が抜けないかどうかというのをちゃんと管理するというので、この質問の中にもありましたけれども、それでこの間ちょっと事前協議、これは南部の案件なのですけれども、地元の委員さんにちょっと聞いたわけです。今まできちんと管理していて、何も問題ないでしょうかねと言ったら、水が抜けたことはありませんということに関係するのだけれども、水が抜けな過ぎて、今度は麦が湿害だなんて、そういうことをお話しされていたのですけれども、では抜けたほうがいいのかって、そういうわけにもいかないし、麦を作っている方が湿害を受けていると。これ埋め戻しの砂が皆野町から持ってきているのですね。山砂でしょう。持ってきて、水が抜けないようにきちんとやるのでしょけれども、そんな話がございました。

今日はいないのかな、地元の委員さん。酒井さんなのかな。そうだね。酒井さんちょっといないので、あれなのですけれども、そんな意見もありましたので、その湿害、暗渠排水、どういうふうにするればいいのか、皆さんも経験があると思うのですけれども、米麦やっていて、麦でもやる場合にちょっと水はけが悪いということで、端を掘って、水が抜けるようにするよりほかにはないのか。農業共済で、麦の共済で湿害というのがあります。その年によって、雨の多い年はどうしても湿害が出たりするので、そんな意見もございましたけれども、事務局のほうからこの申請人に対して、こういう意見があるので、その点この地権者とちょっと相談して、麦を作る場合、どういうふうにしたら水抜けがよくなるのか相談して、いろいろ後で何だかんだ、そういうことが起きないようにしてもらいたいと話をしてもらいたいと思いますけれども、皆さんのほうからどうでしょう。

○21番松田委員 21番、松田です。道路の補修とか、そういうのはいいのでしょうかけれども、雨の降った後の道路って、雨の降った道路がすごい汚れて、あれを何とかしてもらわないと地元の人は困るのではないかと思いますので、その点どうなのでしょう。

○会長 聞き取りのところになかったっけ。

○21番松田委員 すごい泥が出て、それで雨で……

○会長 誘導員はあるけれども、ほかになかったか。

○5番寺崎委員 5番、寺崎です。地元ではないのですけれども、たまに通ることもあるので、あれなのですけれども、この業者は4トンの散水車で水をまいたり、あとは電動のブラシとか、そういうので結構掃除とかはしていて、苦情があったという話は聞いたことがないと自分は思っております。

○会長 信用のある仕事をしているらしいので、そうでなければこんな24年も前からできないと思います。だから、この業者はきちんとそういう道路の汚れたのはちゃんときれいにしながらやっているということ……

○21番松田委員 はい、分かりました。

○会長 ほかになければ、これは面積が1万4,330平米、面積が非常に大きいので、まず初めにこれ皆さん異議がなければ、高崎の農業委員会で許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよいか、まず最初に伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、ナンバー4に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案書は22ページでございます。22ページ、4番でございます。4番 賃貸借でございます。申請地を借り受けて黒土を採取し、販売したいという通路及び黒土採取の申請でございます。本案件は、一時転用の申請でございます。転用期間は令和2年11月24日から令和5年11月23日までの3年間となっております。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー4 審議資料を御覧いただきたいと思っております。1枚目は位置図でございます。図面中央の赤く塗られた箇所が申請地でございます。高崎市金井原野球場より北西に約400メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。資料の向きが変わりまして、ホチキス留めされている箇所を上にして、広げて御覧いただけたらと思っております。申請地は、図面上寄りのピンク色の太線で囲われた場所になります。近隣に小規模な集落がございますが、本申請地を含め、周辺の農地は農振農用地でございます。

1枚おめくりください。3枚目は、公図の写しでございます。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。申請地は2筆ございまして、南東側の筆がこちらの公図ですと切れてしまっておりますので、次の4枚目の公図、こちらがもう一筆の公図の写しでございます。こちらを併せてご確認いただければと思っております。申請地の北側は畑、東側は山林、南側は公道、西側は畑と公道でございます。

3枚目、4枚目の公図をおめくりいただきまして、5枚目が土地利用計画図になります。図面の向きが変わりまして、ホチキス留めされている箇所を左にして御覧いただければと思っております。図面南東側の一部が車両置場及び通路となります。申請地の中で黄色く塗られた部分が採掘予定地でございます。表土を10センチ剥ぎ、その下の黒土を1メートル採取する計画でございます。申請地の現状は、北から南へ向かって下がっているような傾斜している土地でございます。

採掘後の農地への復元につきましては、申請地内に設けた埋め土置場の土を用いて北から南へ現状の勾配より緩やかな角度にし、復元する計画でございます。申請地の西側、北側、東側につきましては、保全部分として隣地との境界を1メートル残す計画でございます。そこから45度の安全勾配を設け、隣地との境界に段差が生じないように施工いたします。なお、申請地全体の黒土採取量は4,537立米を見込んでおります。

1枚おめくりいただきまして、次の6枚目、それから7枚目が横断図でございます。こちらは、参考までに御覧いただければと思っております。



以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 それでは続きまして、調査報告をお願いします。

○8番須田委員 事前調査報告。第4班副班長、須田直子。農地法第5条許可申請審議ナンバー4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請法人の代理人1名の出席でした。

質問1 今回は掘削する深さが1メートルということで、過去に出された申請よりも浅いように思われますが、どういった理由ですか。

回答 地形的に土が下に流れ出てしまうようで、試掘をした際、採取できる黒土があまりないことが分かりました。

質問2 今回は表土を10センチ残して黒土を採取する計画ですが、なぜこのような計画になったのですか。

回答 以前に黒土採取の申請をした際、事前の聞き取り調査で農地として復元するときは表土を10センチ程度残してもらいたいと言われたため、今回のような計画になりました。

質問3 以前に10センチとした経緯は分かりませんが、残す表土が10センチ程度では作付できる作物がかなり制限されてしまうと思われます。農地復元後もう少し農業がしやすい状態にしてもらうことはできませんか。

回答 申請地の所有者とよく相談して、農業ができる状態に復元するように努力したいと思えます。

質問4 隣接する農地が崩れないようにする対策はしていますか。

回答 隣地との境に1メートルの保全部分を設けた上で掘削する計画のため、隣地が崩れるようなことはないと考えていますが、細心の注意を払いたいと思えます。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。この中で、質問2で表土を10センチ程度残してもらいたいと。前に農業委員会の聞き取り調査のときにそういうふうに言われたということなのですけれども、別に10センチとか20センチとか、委員会のほうではそういう定義とか基準とかはないよね。いつ10センチと言ったか、今回この申請した代理人の方が、よく来られる方なのですけれども、その方がそんなことを言ったので、あれですけれども、今回10センチではちょっと表土が少ないのではないかなんて、そんなアドバイスのようなことがありましたので、これとって県のほうでも何センチにしろとか、そういう話を聞いたことはないの、基準とか、そういうのがあるのですかと、ちょっと聞いてこようかなんて思っているわけですけれども、どうでしょうか。

○22番飯野委員 22番、飯野です。先ほどの説明資料の中で、この横断図なのですからけれども、私これ初めてなので、全然分からないので、いま一度説明してもらいたいと思います、横断図の説明を。どういうふうに見るのか、ちょっとよく分からないので。

○事務局 黄色く塗られている部分が切土する部分ということになっております。切土して採取する部分でございます。

○22番飯野委員 数字とかがあるのですけれども、これも4本もあるし、全然ちょっと意味が。これと関係あると思うのですけれども、どういうふうな見方をするのですか。

○事務局 利用予定図があると思うのですけれども、この一番左側、点線が縦にありますけれども、ここが0.00となっていると思うのですけれども、0.00がこちらの横断図の一番上、この切ったところが黄色のところになっております。それによって短いところも長いところも出てまいります。0.00からプラス20.0、プラス40.0ということで、その断面図がこちらです。

○22番飯野委員 専門的なことだったので、資料としてはそういうことだったのですけれども……

○事務局 だから、一定ではないです。

○22番飯野委員 そういうことであろうかと思うのですけれども、ちょっとまだよく分からないところもあるので、私どもの地区にも過日こういう案件が上がってきたということで、農業委員さんと地元の推進委員さんで現場を見せてもらいました。その中で見たところ、公道から間知ブロックで高いところでも2メートル以上あったよね、道路からその農地が。それで、かなり傾斜なのです。もともと梨畑だったのが、もう上だけ切ってあって、根が幾つも残っているのですけれども、どう見ても傾斜なので、これだけの面積だと、かなり大雨が来たときとか流れやすいと思うのです。農地に戻すということなので、先ほどの10センチどうのこうのということも関係あるかと思うのですけれども、今年も9月頃台風とか大雨が降りましたよね。そういう中で、うちなんかもそうなのですけれども、こんなに傾斜でうちの畑なんか耕作しているところはないのですけれども、ちょっとしたこれくらいの傾斜でも大雨が降ると、トラクターで起こしたときなんか、今年なんか10センチ以上トラクターで起こした部分だけざあっと流されてしまうのです。作付の前だったので、流されたところがあって、いいところはみんなこっちに流れてしまったというような話もあって、そういう懸念される場所かなと直感的に私も見たわけなのです。そうなったとき、上から下がって採取するということなのですけれども、その傾斜なりに横断図とか見ても戻すということですから、そうなったときに土砂が道まで流れてくると懸念されるような場所と、地形的なそんな気がしているのですけれども。

○会長 結構、傾斜は傾斜で、今まで梨園だったのですよね。そこをやめて今回黒土採取ということで、そういう洪水対策はどうだろう、事務局。今まで梨園で流れたとか、そんなにあまり書くようなことがないから流れていないのだろうけれども、今度埋め戻して表土にしたときに大雨でも降られると、それが流れる、それを心配しているわけでしょう。

○22番飯野委員 そういうことです。耕作していると割かし……

○会長 耕作しているとやっぱりね。

○事務局 事務局です。飯野委員さんの心配しているところをちょっとまとめさせていただきたいのですけれども、まず黒土を採取した後に表土を10センチ残すと。その残したものが雨とかによって10センチ程度だったら簡単に流れてしまうのではないかというところの確認ということでよろしいですか。

○22番飯野委員 はい、そうです。

○事務局 今回こういった黒土採取という申請があったわけなのですけれども、農地として復元をする、一時転用なので、採取後に農地として復元するという計画が当然ついているのですけれども、この復元した後、では誰が使うのかという話になってくるのですけれども、地権者の方も耕作する予定はないというお話は伺っていて、また誰か別の方、地域の担い手だとか認定農業者さんがこの農地を使って何か作付するとか、そういった理由で10センチ残してという話があったわけではないので、この10センチそもそも残すというところに対して、問題があるから、ちょっとこの案件に対して許可できない、そういったところにはちょっと話になってこないのかなというところでは。

○会長 その理由だけで許可できないというのは、それはちょっと無理なのでしょうね。

○事務局 あとは、例えば申請代理人さんなんかには、先ほどと同じような感じになってしまうのですけれども、そういった心配事というか、懸念が農業委員さんのほうから上がったので、そこら辺に対しては十分留意するように工事をしてくださいとか、あくまでもお願いということにはなってしまうのかなとは思っているのですけれども、事務局としてできることは。

○会長 太陽光だとか広い面積だと、やっぱりそういう自然災害の大雨のときに下に調整池を造りなさいとか、そういうのがあるので、今回のこれにはそういうあれはないもので……

○22番飯野委員 今までの黒土採取に関しての許可してきた経緯からしても、そういうことはある意味理解できるので、片や一方の見方をすると、黒土を採取することによって、この地主の方、地権者の方は高齢だから、耕作できない年齢になっていることは私も確認しているのですけれども、分かるのですけれども、農地中間機構とかいろいろな中で耕作放棄地をなくしましょうとかということになったときに、どんな場所であれ、黒土を採取するということはもうちょっと再検討されて、慎重にしたほうがいいかなということが今私の考えているところなのですけれども、そういう意味でこの案件に対しては、そのことも踏まえて判断してもらえればと思っています。

○21番松田委員 今の関連なのですけれども、この黒土を取ろうとしている道路の反対側も取ったところなのです。私たちも見に行くと、結構いい状態にはなっていたと思います。もともと黒土というのは、我々榛名の方は黒ぬっぺと言うのです。肥持ちが悪いのです、どっちかという。少し赤土が混じったほうが逆に肥持ちがよくなる。保水力もあるというようなこともありますけれども、結構この道路の反対側の状態を見たときにこういうふうにしてあればいいのではないかなと。

○会長 流れたとか、あまりそういうのは見当たらなかったです。

○21番松田委員 それより問題だったのは、ほかのところを見たときに、こういった横断図が提出されて、どれだけ砂を取るとかと言ったけれども、その行ったところはすごく穴が深く掘ってあるのです。それを見てびっくりしたのです。やっぱりそれも黒土採取のための許可で取った。それが4メートルぐらいは深く掘ってある。

○会長 その話はいこの間の。

○21番松田委員 そうです。やっぱり農業委員会としてすぐ指摘をして、埋め戻しをなささいというようなことで。

○会長 それは、前に申請したのと全然違うので。事務局、お願いします。

○事務局 委員さんのほうからお話があった案件なのですけれども、事務局のほうもその現場を確認していて、黒土採取であれば2メートルぐらいですかね、採取する深さは。その現場を見に行ったところ、黒土のみならず赤土、もっと深いところ、委員さんおっしゃっていた4メートルだとか5メートル、確かに採取されておりました。過去、5年ぐらい前の申請とかもあって、まだ書類が、当時の申請書が手元になくて確認できていないのですけれども、間違いなく黒土を採取するための申請でした。黒土を採取するための申請なので、本来であれば4メートル、5メートルまで深く掘るというのはあり得ないことで、また掘ったのであれば、当然戻すためにどこから土を持ってきて埋めることになるのですけれども、そこら辺の申請と実際やっていることが違うので、事務局として整理して、書類等を整理して、当時の代理人もしくは申請人の方たちに注意喚起するとともに、今後黒土採取という申請が出てきたときに、黒土採取だけではなくて、さらに深いところ、赤土を採取するのであれば、そのような申請を出していただきたい。どこから土を持ってきて、どのように復元して最終的に農地に戻すのか、そういったところも書類で分かるように、皆様に説明できるようにしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかになれば、これも面積が5,404平米ということで、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取をする面積ですので、許可相当として意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは続きまして、一括審議に移ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案書は、引き続き22ページでございます。5番 売買でございます。高崎市を中心に建設業を営んでいるが、市内に資材置場がなく、申請地を買い受けて資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。

6番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて

住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

1 枚おめくりいただきまして、議案書は23ページでございます。7番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 使用貸借でございます。借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、雑種地147平米と一体利用の申請でございます。

15番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

1 枚おめくりいただきまして、議案書25ページでございます。16番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらはさきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1の許可取消願が関連案件でございます。

18番 使用貸借でございます。参拝者の安全を確保するため、申請地を通路用地として使用したいという通路用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和2年12月10日から令和3年3月9日までの3か月間の申請でございます。

19番 賃貸借でございます。土木工事業を営んでいるが、資材置場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

20番 売買でございます。官舎住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築

したいという一般住宅の申請でございます。

21番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 賃貸借でございます。砂利採取用地から搬出された表土の置場として申請地を借り受けて使用したいという表土置場の申請でございます。雑種地226.58平米と一体利用の計画でございます。こちらは、一時転用でございます。転用期間は令和2年12月1日から令和4年10月31日までの約2年間の計画でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書21ページ、議案第5号ナンバー3が関連案件でございます。

本件につきまして、補足の説明をさせていただきます。こちらの案件は、転用面積が合計2,000平米を超える露天物の案件であり、本来であれば個別の案件となり得る案件ではありますが、申請地は昨年度個別案件として砂利採取の一時転用で許可された農地の一部であることから、個別の案件とはせず、一括の案件とさせていただきます。補足の説明は以上でございます。

23番 使用貸借でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案書27ページでございます。24番 賃貸借でございます。高压電線の張り替え工事に伴い、作業場として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。公衆用道路16平米と一体利用の計画でございます。また、一時転用でございます。転用期間が令和2年12月17日から令和3年4月15日までの約4か月間でございます。

本件につきましても補足の説明をさせていただきます。こちらの申請地全体の面積は合計で3,000平米を超えておりますが、作業地が幾つかに分かれておりまして、その作業地それぞれの面積は2,000平米を超えていないため、個別の案件ではなく、一括の案件とさせていただきます。補足は以上でございます。

25番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 売買でございます。建設業を営んでいるが、資材置場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

27番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 売買でございます。住宅敷地が狭いため、隣接地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案書29ページでございます。29番 売買でございます。住宅敷地が狭いため、隣接地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます。

30番 売買でございます。塗装工事業を営んでいるが、資材置場が不足しているため、申請地を買

い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、こちらはさきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー2が関連案件でございます。

31番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 使用貸借でございます。実家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。雑種地102平米と一体利用の計画でございます。

33番 賃貸借でございます。土木業を営んでいるが、資材置場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。こちらは、一時転用の申請でございます。転用期間が令和2年11月25日から令和5年11月24日までの3年間でございます。

34番 使用貸借でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を義母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 賃貸借でございます。申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

36番 使用貸借でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を義母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案書31ページでございます。37番 売買でございます。現在の自宅が県道拡幅事業で収用されるため、代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 使用貸借、現在の自宅が国道拡幅事業で収用されるため、代替地として申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、公衆用道路1.76平米と一体利用の申請でございます。

39番 使用貸借でございます。借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を夫の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

本件につきましても補足の説明をさせていただきます。農地種別区分1種とございますが、1種の例外許可規定にございます集落接続が適用でき、許可要件を満たすものであると考えられます。補足は以上でございます。

40番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 売買でございます。申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。山林406平米と一体利用の計画でございます。

本件につきまして、補足の説明をさせていただきます。本案件は、10月の総会にて取下げされた案件でございますが、今回申請内容を修正し、再度提出された案件でございます。補足の説明は以上で

ございます。

42番 売買でございます。建設業を営んでおり、残土置場及び駐車場として申請地を買い受けて使用したいという残土置場及び露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

43番 売買でございます。不動産業を営んでおり、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

44番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 賃貸借でございます。個人で建設業を始めるに当たり、資材置場及び車両置場が必要なため、申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。

本件につきまして、補足説明をさせていただきます。農地種別区分が1種農地とございますが、1種農地の例外許可規定にございます集落接続に該当し、許可要件を満たす案件であると考えられます。補足は以上でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案書は33ページでございます。46番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 売買でございます。新築中の土地の一部が生活道路として収用されるため、申請地を買い受けて庭用地として使用したいという住宅の敷地拡張の申請でございます。転用済みの畑546平米と一体利用の計画でございます。

50番 売買でございます。借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 売買でございます。申請地を買い受けてグループホームを建築したいという福祉施設の申請でございます。宅地442.24平米、雑種地463平米と一体利用の計画でございます。

本件につきまして、補足説明をさせていただきます。申請地の1筆目の地目が山林とございますが、こちらは農地台帳に登載のある農地として、現況も農地でございます。また、本件は転用面積1,000平米を超える建物の建築を伴う案件であり、本来であれば個別案件となり得るものがございますが、直接影響を受ける農地が1筆のみであり、そちらの地権者からの同意を得ていたため、一括案件とさせていただきます。補足は以上でございます。

52番 売買でございます。露天駐車場の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得てい



ないことが判明したため、是正したいという露天駐車場の申請でございまして、転用済みの畑330平米と一体利用の申請でございます。

53番 使用貸借でございます。借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

本件につきまして、補足説明をさせていただきます。農地種別区分が1種農地とございますが、1種農地の例外許可規定にございます集落接続に該当し、許可要件を満たす案件であると考えられます。補足は以上でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案書は35ページでございます。54番 売買でございます。結婚を機に自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

55番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

56番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

57番 売買でございます。借家住まいをしているが、手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、山林61平米と一体利用の計画でございます。

58番 売買でございます。隣接する工場の増築に伴い、現在の住まいを売却するため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

59番 売買でございます。申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

60番 賃貸借でございます。自動車販売業を営んでいるが、申請地を借り受けて車両置場として使用したいという露天車両置場の申請でございます。

61番 売買でございます。申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

62番 売買でございます。申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

63番 地上権の設定でございます。申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案書37ページでございます。64番 売買でございます。建設業を営んでおり、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅2棟の申請でございます。なお、こちらは用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

65番 売買でございます。建設業を営んでいるが、資材置場が不足しているため、申請地を買い受

けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。こちらは、用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

66番 賃貸借でございます。中古品販売業を営んでいるが、駐車場が不足しているため、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちらは、用途地域がございまして、第2種住居地域でございます。

67番 売買でございます。建築業を営んでおり、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売住宅を建築したいという建売住宅の申請でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書6ページ、議案第2号ナンバー3の計画変更申請が関連案件でございます。

68番 売買でございます。土木工事業を営んでいるが、事業拡大に伴い、資材置場及び車両置場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場及び露天車両置場の申請でございます。こちらは、用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

本案件につきましては、補足説明をさせていただきます。本案件は、2,000平米を超える露天物の案件であり、本来であれば事前調査案件となり得るものがございますが、申請地は用途指定のある3種農地であり、また周囲に直接影響を与える農地もないことから、一括案件とさせていただきます。補足は以上でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は64件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ナンバー5から68までの説明が終わりました。

それでは、これより一括審議に入ります。皆さん、ご質疑等ございましたら、よろしくお願いたします。これと異議がなければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第6号に入ります。

議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が別紙のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、農林課の真下さんのほうから説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課の真下です。議案、農用地利用集積計画についてのご説明をさせていただきます。別紙でお配りしていますA4横の厚い冊子「高崎市農用地利用集積計画」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画総括表」をご用意ください。

それでは、ご説明させていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の

間を調整して、権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和2年12月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。厚い冊子は、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と利用権の設定を受ける者の営農類型、地区使用状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明させていただきますので、薄い冊子の総括表を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。

それでは、説明をさせていただきます。利用権の設定を受ける者は107名、利用権を設定する者は234名です。利用権が設定される面積は、田の通年が297筆、35万5,305平米、田の期間借地が64筆、7万821平米、畑が159筆、18万6,622平米、合計で61万2,748平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積は33万4,843平米で、割合は54.6%となっております。

続いて、裏面の資料を御覧ください。貸借期間別に見ますと、3年未満の農用地の面積は、田が3万8,539平米、畑が1万6,666平米、3年以上6年未満の農用地の面積は、田が29万5,097平米、畑が9万8,152平米、6年以上10年未満の農用地の面積は、田が4万3,110平米、畑が2万5,063平米、10年以上の農用地の面積は、田が4万9,380平米、畑が4万6,741平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんからご質疑等お受けいたします。どうだろう。今年は、こんなコロナの騒ぎでいろいろ農業経営も厳しいので、ここで利用権設定はちょっとやめますとか、今までずっと継続してやってきた、そういう例はない。

○事務局 特にコロナの影響というのはないのですけれども、高齢化が続いているので、継続される方というのは少なくなってきたはいるのですけれども、今年から群馬地域とかに大きい法人も入りまして、集積する面積も去年よりは増えていることにはなっていますので、コロナの影響というところはあまりないのかなというところです。

○会長 皆さんのほうから意見ございますでしょうか。

異議がなければ、これで決定してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

議案書40ページ、41ページを御覧ください。報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出。1

番 転用目的は貸し露天駐車場、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域ほか4件、合計5件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

続きまして、議案書42ページから45ページでございます。報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出。1番 契約内容は売買、転用目的は宅地分譲、用途指定区分は第1種低層住居専用地域ほか24件、合計25件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

続きまして、議案書46ページ、47ページでございます。報告第3号 農地法第18条の規定による通知。1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約ほか9件、合計10件の18条の届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理いたしました。

続きまして、議案書48ページから52ページでございます。報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分事案。こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

また、11番及び12番の一体利用地、13番、23番、25番及び27番については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただきました。

4条が10件、5条が68件、合計78件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和2年10月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 ご苦労さまでした。

次に、その他なのですが、この総会が閉会してから皆さんにちょっと連絡することがあるそうなので、帰らないでください。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上で第5回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 4時10分 閉会